

過誤納金の還付請求権譲渡通知書

令和5年 1月 4日

岐阜県自動車税事務所長 様

【譲渡人（納税義務者）】

住所（所在地）〒 500-8570
 岐阜市藪田南2丁目1-1
 氏名（名称） 株式会社 藪田商事
 代表者（法人の場合）代表取締役 藪田 太郎
 電話番号（連絡先） 058-272-1111
 ※平日の日中にご連絡のとれる電話番号をご記入ください。

実印

①譲渡人（納税義務者）

- ・4月1日現在の納税義務者本人が記入し、押印してください。
- 【住所・氏名の記載上の注意事項】
- ・住所・氏名は現住所と同一としてください。
- ・住所に変更があった場合は、住民票、戸籍の附票等（コピー可）を添付してください。
- ・氏名に変更があった場合は、戸籍謄本等（コピー可）を添付してください。
- ・法人の住所・名称に変更があった場合は、登記簿謄本（コピー可）を添付してください。
- ・法人の場合は、代表者の肩書きと氏名を記入し、代表者印を押印してください。
- 【押印する印鑑の注意事項】
- ・添付資料が印鑑登録証明書（コピー可。以下同じ。）の場合は、その証明書と同じ印鑑で押印してください。
- ・還付金申請年度の領収証書原本を添付書類とされる場合は、印鑑登録証明書の添付を不要としますが、納税義務者の還付先変更の了解がある証拠として、還付先変更確認の印を領収証書に押印して返却します。押印されることを承諾されない場合は、領収証書は添付資料とみなしませんので、実印で押印、その印の印鑑登録証明書を添付資料として提出してください。

私（納税義務者）は、下記に係る過誤納金の還付請求権を 令和5年 1月 1日 に次の譲受人に譲渡しましたので、通知します。

【譲受人】

住所（所在地）〒 501-6192
 岐阜市日置江2648-3
 氏名（名称） 日置江モータース 日置江 花子
 代表者（法人の場合）
 電話番号（連絡先） 058-279-3781

②譲渡日

- ・譲渡した日は必ず記入してください。

③譲受人

- ・郵便番号・住所（所在地）・氏名（名称）・電話番号を必ず記入してください。
- ・個人事業主の方で、屋号で申請される場合は、代表者氏名まで記入してください。

④税目、課税年度、登録番号、過誤納金の発生理由及び発生年月日

- ・課税年度 納付した領収証書を確認して記載してください。
- ・過誤納金の発生理由及び発生年月日
 必ず、理由を選択してください。
 （その他の場合は、内容を記載してください。（例：減免）
 抹消又は二重納付の場合は日付を記入してください。

⑤振込先口座

- ・岐阜県外の方は、必ず口座を記入してください。
- ・口座は、譲受人に記載された方と同一の名義の口座に限ります。
- ・口座名義人をカタカナで必ず記入してください。

税目	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税種別割 ・ 自動車税 <input type="checkbox"/> 自動車税環境性能割 ・ 自動車取得税 (いずれかを○で囲んでください。) <input type="checkbox"/> 軽自動車税環境性能割		
課税年度	令和4年度	登録番号	岐 <input checked="" type="checkbox"/> 岐阜 <input type="checkbox"/> 飛騨 <input type="checkbox"/> 松本 123 は 4567
過誤納金の発生理由及び発生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 抹消 (抹消登録日: 令和4年12月28日) <small>※抹消日が確認できる書類（登録識別情報等通知書、輸出抹消仮登録証明書等のコピー）を必ず添付してください。</small> <input type="checkbox"/> 二重納付 (納付年月日: 年 月 日) <small>※領収証書の原本を添付してください。</small> <input type="checkbox"/> その他 ()		

<振込先口座> (過誤納金を口座振込による受領を希望される場合に記入。譲受人名義の口座に限ります。)

金融機関名	大垣共立		銀行・信用金庫				ぎふ県庁			支店・支所・出張所	
			信用組合・農協								
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
口座名義人（カタカナ）	ヒキエモータース ヒキエ ハナコ										

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の「店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

【注意事項】

- ご提出いただく際は、譲渡人の印鑑証明書（発行日から1年以内、コピー可）を添付の上、印鑑証明書の印影と同じ印を押印してください。これによらない場合は、領収証書の原本を添付してください。
- 抹消登録の場合は、抹消登録をした月の翌月10日（10日が閉庁日の場合はその前閉庁日）までに、二重納付の場合は直ちに、それぞれ提出してください。
- 譲渡人又は譲受人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付金の全部又は一部が還付されない場合があります。

⑥添付資料

【抹消の場合】

- ・納税義務者の実印で押印いただき、その印の印鑑登録証明書（コピー可）、または、還付金申請年度の領収証書原本（納税証明書は領収証書ではありません。）
- ・MPN、クレジット支払の場合は、領収証書がありませんので、実印と印鑑証明書が必要です。口座振替の場合も、平成29年4月から同様の取扱いとなります。

【二重納付の場合】

- ・二重納付をした領収証書の原本（納付回数分）

⑦提出期限

【抹消の場合】

- ・抹消登録をした月の翌月10日。（10日が閉庁日の場合は、その前閉庁日）

【二重納付の場合】

- ・発生後、直ちに